

## ペットフードによる動物の健康被害報告について

今般、平成24年3月23日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から、愛がん動物用飼料の安全性確保に関する法律（ペットフード安全法）の適切な運用に伴って、ペットフードに起因すると考えられる愛がん動物に対する健康被害の情報を収集するための通報窓口が環境省内に設置されたことについて通知があり、次のとおり、地方獣医師会あてに通報体制の適切な運用に関する協力と周知を依頼された。

なお、様式は333ページのとおり。

事務連絡

平成24年4月2日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
専務理事 矢ヶ崎 忠夫

### ペットフードに起因すると考えられる健康被害情報について

このことについて、平成24年3月23日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方よろしく申し上げます。

なお、このたびの通知は、我が国のペットフードの安全をより確保してゆくため、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）が適切に運用される必要があり、多くの飼育者の相談窓口となることが想定される動物病院からの安全性に関する情報の収集を目的とした通報窓口を環境省に設置したことの周知の依頼と、下記の事項について、本会会員等へ周知とともに通報体制の適切な運用に関する協力を依頼されたものです。

### 記

- 1 ペットフードに起因すると考えられる犬及び猫の健康被害が発生し、その診断・治療に当たった獣医師において、別紙様式に記入の上、電子メール（アドレス：PETFOOD-SAFETY@env.go.jp）もしくはファクシミリ（番号：03-3508-9278）により環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あてに情報提供すること。
- 2 通報に当たっては、獣医師としての十分な知識に基づき症例の検討を行い、当該健康被害事例がペットフードに起因する可能性が高いと考えられる情報のみを提供すること。
- 3 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室においては、通報された情報を直ちに農林水産省と共有し、情報の分析を行い、必要な対応をとることによって被害の拡大防止に努めること。
- 4 ペットフードの品質や栄養成分に係る問題については、動物愛護管理室に情報提供する必要はないこと。
- 5 通報された情報に関して動物愛護管理室から問い合わせることがあること。

## ペットフード安全管理情報(獣医師)

氏名:

連絡先:

獣医師情報※			
動物病院名		連絡先 (tel・fax)	
獣医師氏名		メールアドレス	
飼い主の情報※			
飼い主氏名		連絡先 (tel・fax)	
来院又は往診の有無	有・無(電話相談のみ)	来院又は往診日	
犬猫の情報※			
種類・品種	犬 ・ 猫 (品種: )	年齢	才
体重		性別	雄 ・ 雌 ・ 去勢 ・ 避妊
原因として疑われるペットフードに関する情報			
商品名※		製造者名※	
ロット番号		当該ペットフード給与量	g
通常のペットフードが異なる場合はその商品名等		通常のペットフード給与量	g
給与日時		症状が出た日時※	
既往症※			
医薬品の投与歴※			
診察時の所見及び 転帰※			
実施した 検査・ 処置※	血液学的検査	* 可能であれば検査結果を添付してください	
	生化学的検査	* 可能であれば検査結果を添付してください	
	処置		
	その他	* 可能であれば検査結果を添付してください	
ペットフードに起因すると判断した理由※			
飼い主への指導事項			
本事例の製造業者等への報告※	行った	報告先名: 連絡日:	・ 行っていない

※がついている項目については、必ず記載してください。